モバイル市場の公正競争促進に関する検討会 これまでの主な議論

平 成 3 0 年 1 月 2 2 日 事 務 局

- MNOがMVNO事業を行っているほか、MVNOがMNOとしての事業を検討。MNOとMVN Oの線引きが曖昧になっていることに留意すべき。
- □ 規制の強化が、リスクをとってフルMVNOになる事業者等の創意工夫に悪影響が生じないよう、慎重に考えていくことが必要。

モバイルネットワークの接続条件・接続料等について

【発表者の主な意見】

- □ 接続料について一層の適正化を図るべき。
- □ MNOグループのMVNOやサブブランドのサービスは、料金・品質面において一般的なMV NOでは提供できない水準であり、同等性が確保されているか検証すべき。
- □ 音声卸料金は引き下げ余地があるのではないか。また、準定額・定額プランの音声卸提供を 希望。
- □ 当面の間、接続料の当年度精算を行うことが適当。
- □ 接続料の確定が遅く、予見性の観点から課題。

- □ 通信品質は帯域幅をどれだけ確保しているかに依存。MNOグループのMVNOやサブブランドの料金・品質については検証すべき。
- NTTドコモと契約するMVNOが圧倒的に多く、構造的に歪んでいる。
- □ BWA設備のコスト検証手段としては、第二種指定電気通信設備としての指定が考えられる。
- □ 料金と品質についての検証を行う場合、MNOグループのMVNOやサブブランドだけでなく、 MNOの低価格サービスも同様に検証すべき。
- □ 関連MVNOではテザリングができ、そうでないMVNOではテザリングできないのであれば、 問題。

関連MVNO・サブブランドとMVNOとの間の同等性について

【発表者の主な意見】

- □ 店舗展開や販売促進面において、MNOと関連MVNO・サブブランド間の連携が過度に行われている。
- □ NTTドコモ以外の大手携帯電話事業者についても電気通信事業法第30条に定める禁止行為規制(注)の対象とすべき。
 - (注)収益シェア等に基づき市場支配的な事業者として指定された携帯電話事業者に、自社の子会社等に当たる事業者 に対して不当に優先的な取扱いをすること等を禁じる制度。

- □ 禁止行為規制ではサブブランドの料金・品質に関しては規制できない。メインブランドとサブブランドの会計の区分、スタックテストの導入を検討すべき。
- □ 店舗数の格差については、企業努力で対応可能な範囲ではないか。
- MNOと関連MVNO・サブブランド間の販売連携等の検証に必要な情報収集の実施を希望。

利用者の期間拘束・自動更新について

【発表者の主な意見】

- □ 期間拘束契約の自動更新をやめるべき。
- □ 拘束期間終了後は解約自由かつ料金も変わらない契約にすべき。
- □ MNOによる48か月割賦払いと機種変更・端末下取りに伴う端末割賦残債の免除施策の組合せは、ユーザによる事業者の乗換えを阻害する要因となっている。また、構造が複雑であり、説明や同意取得についてのルール化を行うべき。

- □ 期間拘束の自動更新や解約時の料金など、ユーザによる事業者の乗換えを阻害する要因は見直す必要。
- □ デフォルトルールは利用者にとって有利なものとすべき。
- □ 高齢者や年少者の利用を考えると、解約について説明を十分にしたから良い、ということでは必ずしもない。制度的な対応が必要。
- MNOによる48か月割賦払いと機種変更・端末下取りに伴う端末割賦残債の免除施策の組合せは、ユーザによる事業者の乗換えを阻害。また、条件等が契約時に説明されているのかも疑問。
- □ MNOは自動更新しないプランの提供や更新月の通知を始めたところであり、また、行政指導を受けて説明を徹底するよう取り組んでいる。これらの効果を検証すべき。

中古端末の国内流通について

【発表者の主な意見】

- □ MNOが下取りした端末の海外流出を抑制し、国内再流通を促進させるべき。
- □ 中古端末の普及には、消費者不安の払拭、認知度不足の解消が必要。
- □ キャリアによる盗難端末・不払い端末に関する情報の細分化、公表の迅速化を行うべき。
- □ 関係者との間で、中古端末のSIMロック解除、下取り端末の二次流通、修理用部品の供給について協議・検討を行いたい。
- □ 中古端末の流通拡大に向けて、公正・中立な国内中古端末取引市場を確立すべき。
- □ 端末の修理品質、修理プロセスの品質について、一定の認証制度を設けるべき。

- □ 北米市場では、メーカが純正の修理部品を供給し、第三者による修理が実現。一方、日本市場では、純正の修理部品が供給されない事例が存在。
- □ 中古端末のSIMロック解除に対応すべき。
- □ エレベータや立体駐車場の修理部品の供給妨害が独占禁止法上の不公正な取引行為と判断された例がある。同様の考え方はスマートフォンの修理部品が供給されないことにも当てはまるのではないか。

利用者による利用実態に合わせたサービス選択について

【発表者の主な意見】

- □ 利用者が自身の利用実態に合わせたプラン選択ができるよう、事業者は積極的に料金プラン 等を紹介するべき。
- □ MVNOも、消費者の不安を払拭すべく、正確な説明等を行うことが必要。
- □ シンプルで理解しやすいサービスを提供してほしい。

- MVNOの携帯電話端末サービス(音声サービスあり)も初期契約解除の対象とすべき。
- □ MNOから販売代理店に支払われる販売手数料の体系上、販売現場では高いプランを無理 に勧めている現状。適合性原則に反する可能性があり、しっかりと調査すべき。
- MNOとMVNOのサービスには何らか棲み分けが必要ではないか。
- □ プランが多様化し、リテラシーの高いユーザばかりが得をする状況。消費者に対する教育も必要。

モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針について

【発表者の主な意見】

- □ 代理店主導による高額キャッシュバックが見られる。
- □ 善意の中古端末ユーザの利便性向上に向け、当初契約者以外からのSIMロック解除受付ルールを整備すべき。
- MNOは、解約時に原則としてSIMロックを解除すべき。

- □ スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドラインでは、販売代理店独自の割引 や1か月以上のキャンペーンにおいてMNOから販売代理店に支払う通信契約締結奨励金は、 端末購入補助とされておらず、抜け穴となっている。
- □ 中古端末のSIMロック解除に対応すべき。債務が残っていない端末の購入者に解除請求権が移転するのが自然ではないか。

【発表者の主な意見】

□ 解約希望者を引き止めるためにポイントを付与しているのであれば、不公平ではないか。

【構成員の指摘】

□ 解約月の料金が日割り計算されないのは不合理ではないか。